

令和7年度岩出市浄化槽設置整備事業補助金交付募集要領

○ 岩出市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱によるほかこの募集要領による。

1 募 集 期 間

令和7年4月1日（火）～ 令和7年12月24日（水）まで（先着順）

2 募 集 条 件

- ・既に岩出市に住民登録をしている方または浄化槽を設置後速やかに（概ね2週間程度）岩出市に住民登録ができる方で令和8年3月31日までに設置工事の完了（実績報告書の提出）ができる方となります。
- ・建築用途が住宅であること。設置計画書または設置届出書と同一の者であること。（共有の場合、いずれか一方）（手続きは当該本人または同居の家族に限ります。）
- ・飲食店、民宿（平成29年4月1日以前に各法営業許可取得済である場合に限る。）施設の場合、既存単独浄化槽管理者またはその施設等の管理者（ただし、既存単独浄化槽または汲み取り便所から合併浄化槽へ転換する場合に限る。）（新築・建替えまたは増改築する場合を除く。）

なお、申し込みをされた方で、設置の取りやめ及び令和8年3月31日までに設置が完了しない場合、必ず生活環境課までご連絡ください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募できません。

- 1 建築基準法第6条第1項に基づく確認または浄化槽法第5条第1項の規定に基づく浄化槽設置計画書の審査を受けていない者
- 2 補助事業の期間内に浄化槽を設置できない者
- 3 販売または賃貸の目的で浄化槽付住宅（共同住宅を含む）を建築する者
- 4 住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
- 5 店舗付住宅等にあつては、住宅部分の延べ面積が2分の1以下の場合
- 6 市町村税を滞納している者
- 7 公共下水道事業認可区域内に浄化槽を設置する者
（※区域等詳細につきましては、生活環境課・上下水道業務課までお問い合わせください。）
- 8 市内の合併浄化槽を設置した住宅または公共下水道認可区域内にある住宅に居住しており、自らが居住する住宅を新築、建替えまたは増改築する場合（ただし、賃貸住宅からの転居または分家独立による住宅を新築する場合は除く。）
- 9 故障などにより、既存の合併浄化槽の入れ替えを行う場合（ただし、災害を伴う場合は除く。）

3 補 助 金 額

5人槽	332,000円
6～7人槽	411,000円
8～50人槽	519,000円

4 単独処理浄化槽の撤去費用への補助について

単独浄化槽の撤去を伴うときは、上記補助金交付額に撤去に要する費用または90,000円のいずれか低い額が加算されます。

なお、撤去した浄化槽を埋め戻す場合や最終処分場において処分しなかった場合などは、補助の対象になりません。

5 補助金申請の提出について

浄化槽工事を開始するまでに、補助金申請書及び必要な書類を提出し、補助金の交付決定を受けてください。

提出書類等

(ア) 補助金交付申請書（様式第1号）

(イ) 浄化槽設置計画書または浄化槽設置届出書

（市役所で受理を受けた市町村補助金申請用：添付書類含む一件）

- ・浄化槽設置計画書の受理書（市町村補助金申請用）
- ・法定検査（7条検査）受理書（水質保全センターの受付印のあるもの）
- ・誓約書
- ・処理対象人員算定表
- ・附近見取図
- ・排水計画書（配置図）
- ・家屋平面詳細図
- ・工場生産浄化槽認定シート（国土交通大臣の認定書（型式適合認定書等を含む。）の写し及び浄化槽の構造図）

(ウ) 浄化槽工事見積書（様式第2号）

(エ) 登録浄化槽管理票（C票）（10人槽以下のみ）

(オ) 登録証（全浄協）（10人槽以下のみ）

(カ) 住民票（世帯全員）

(キ) 直前1年の市町村税完納証明書（未納がない証明書）

（税の徴収猶予・欠損（課税ゼロ）の方は、その旨の証明（非課税証明書））

- ・令和7年1月1日現在、岩出市に住民登録のない方については、その時点の住所地発行の前住所地発行の完納証明書または未納がない証明書が必要になります。

税の徴収猶予・欠損（課税ゼロ）の方は、その旨の証明（非課税証明書）を受けてください。

(ク) その他必要な書類

- ・営業許可書の写し（飲食店または民宿等の場合のみ）
- ・単独処理浄化槽の撤去費用が確認できる見積書（様式第3号）（単独浄化槽の撤去を伴う場合のみ）
- ・撤去前の現況写真（単独浄化槽の設置状況が確認できるもの）（単独浄化槽の撤去を伴う場合のみ）

6 実績報告書の提出について（提出期限は、令和8年3月31日まで）

補助金を受けるためには、補助金交付決定が届き、設置工事完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

提出書類等

(1) 実績報告書（様式第5号）

(2) 浄化槽設置完了届（市役所で受理を受けた市町村補助金申請用：添付書類含む一件）

- ・浄化槽工事自主検査チェック票
- ・現況写真、工事写真、竣工写真、本体立会写真

(3) 浄化槽工事にかかる請求書または領収書（写）

(4) 浄化槽管理講習会受講済証書（写） ※1

(5) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書（写） ※2

- (6) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書 (写) ※3
- (7) 1 1 条検査契約証明書 (写) ※4 (申込後、契約証明書が送付されます。)
- (8) 住民票 (世帯) (申請時、浄化槽設置場所に住民票がない場合、世帯全員が浄化槽設置場所に住所登録されていることが確認できるもの)
- (9) その他必要な書類
- 単独処理浄化槽の撤去を伴った場合
- (A) 単独処理浄化槽撤去工事写真 (工事前・清掃・撤去・処分等が確認できること)
- (B) 単独処理浄化槽の最終清掃を実施した記録または書類
- (C) 撤去費用が確認できる請求書 (写) または領収書 (写)
- (D) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E 票 (写)
- (E) 浄化槽廃止届 (単独浄化槽分)

※1 浄化槽管理講習会を受講し、受講済証書(写)を添付してください。

※2 浄化槽設置後、定期的に保守点検を行う必要があります。(浄化槽法第10条)
県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。

※3 浄化槽設置後、毎年1回、浄化槽内に生じた汚泥などの引出し、各装置・機器類の洗浄・清掃を行う必要があります。(浄化槽法第10条)
市の許可業者において行ってください。

※4 浄化槽設置後、毎年1回、水質に関する検査を受ける必要があります。(浄化槽法第11条) あらかじめ、浄化槽法定検査契約書に必要事項を記入のうえ下記検査機関へ送付してください。(後日、契約証明書が送付されます。)

県指定検査機関 公益社団法人 和歌山県水質保全センター
和歌山市南大工町 26 番地 環境会館 2 階

7 その他 (注 意 事 項)

- (1) 予算に限りがありますので先着順となります。
- (2) 浄化槽の埋設時には、市職員の立会が必要です。申請書類提出後に市役所 生活環境課まで連絡すること (電話 62-2141)。 工事着手後の申請では、補助金は交付しません。
- (3) 保守点検・清掃の記録票は3年間保存してください。
- (4) 市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、公共下水道事業計画に協力し、下水道等污水处理施設が整備されたときは、速やかに接続すること。
- (5) 申請された物件については、審査の結果、不適となる場合もあります。

問い合わせ及び申込先

岩出市役所 生活福祉部 生活環境課

TEL (0736) 62-2141 内線 183・184